

# 讃留霊王伝説考(I)

桂 孝 二

## 第 1 部

### 1 綾朝臣と讃留霊王伝説について

十年ほど以前に香川県立図書館で十河副館長と話し合っ、「香川の古典文学」という標題で10講を行なった。弘法大師は当時善通寺の管長であられた方に藤川教授を通じてお願いし、平賀源内については弘文館人物叢書で1冊お書きになっていた城福教授にお願いし、他は私が無理を承知で行なったが、勉強にもなったと思う。本にしてくれるという人もあって、ぼつぼつ再勉強し、書き直し、書き加えたが、結局、ものにならなかった。いくつかの文章を書き、いくつかの講演の素材となったが、いまだ一書をまとめるに至っていない。本稿はその10講のうちで讃留霊王伝説を主とし、その後日談として綾朝臣と讃岐公との姓(カバネ)争いを記したものである。元来は悪魚退治の讃留霊王物語を考察し、その子孫が綾朝臣の姓を賜わり、讃岐公の子孫が姓として直から公への昇格を願った個所等に興味を抱いたのでそれを第1部としようと思っている。なお姓(カバネ)というのは天武天皇が制定されたもので、貴族・豪族の地位を示すものであったが、平安朝も百年ぐらいたつと藤原氏が権力を握ったためか重要視されなくなっている。本稿では姓については読み方を記すのが、ことごとしいので二度目からよみを省略する。

### 2 天武天皇の修史事業と八色の姓

天武天皇はいろいろの新政をなさっているが、筆者の研究が行きとどいていないので、ここでは標記した2項を取り扱うこととする。天武天皇の修史事業はその10年3月17日に、大極殿に御して、川島皇子・忍壁皇子の2人の皇子と広瀬王・竹田王ら4人の王と6人の臣計12人に勅して、帝紀及び上古の諸事を

記し定めしめ給うた。これについて、岩波の「日本書紀」補注にこう記している。

「上古の諸事はおそらく本辞・旧辞・先代旧辞と称されるものと同一で諸種の説話。記定とは諸種の異説を検討して史実を確定し、それを記録すること。古事記序文によってこれを古事記撰修の濫觴と見る説もあるが、むしろそれまで天皇自身のもとで行なわれていた小規模な宮廷事業にかわる、大規模な国家的な修史事業の開始であり、書紀成立の出発点をなすものと解するのが妥当であろう。」と記している。この文章中の「小規模な宮廷の事業」によって成立したのが『古事記』であろうという心がこもっているようである。

そして、この天皇のこぼれを受けたように日本書紀にいろいろの氏族の姓を変更する記事がいくつか見える。

この天皇の詔は3月17日であるが、4月12日に「錦織造小分・田中直吉磨以下略16名に「姓を賜ひて連（むらじ）と曰ふ」とある。造（みやっこ）直（あたひ）倉人（くらひと）狛（こま）などの姓が連に昇格したのであろう。

また同年12月10日に2人の人が造や直から連に昇格している。

また11年5月12日に倭漢直ら一族が連の姓を賜っている。この倭漢直は応神朝に渡来して来た阿知使主の子孫であり、それが連という神別（高天原から天下って来た家柄の姓）を給わったことに驚く。うちうちに朝鮮が高天原であることを考えていたのであろうか。

また12年4月に38氏に連の姓を賜わっている。そういう賜姓のことがまだ見えるが略することとする。この天武朝における姓の昇格はその9年1月8日に忌部首（おびと）首（こびと）（最初首が姓であとの首が名であろう）に連の姓を賜うている。このことから天武天皇は諸貴族の身分を姓によって定めることを考えはじめられたと解されるが、10年3月の修史事業が行われるとともにさかんに行なわれるようになったと解される。

そして天武13年10月1日に天皇は詔して曰（のたまは）く「更（また）諸氏（もろもろのうじ）の族姓（かばね）を改めて、八色（やくさ）の姓（かばね）を作りて、天の下の萬姓（よろづのかばね）を混（まろ）かす。一つに曰く真人。二つに曰く朝臣。三つに曰く宿弥（すくね）四つに曰く忌寸（いみ

き)」（以下に道師，臣，連，稻置の姓を定められたが，実際に与えられたのは，忌寸までであった）

その日，十三氏が真人（まひと）の姓を与えられた。応神以後の皇別（天皇家より出でた家々のうち重要な家柄。そして11月の1日に52氏に朝臣の姓を与えられた。景行天皇以前の皇別と大三輪・物部・中臣・鴨・智方・采女・穂積・山背らの祭に関係ある氏氏に賜っている。そして，この時にわが綾君も朝臣の姓を賜っていることに驚く。

そして朝臣に続く宿称が同年12月2日に50氏に賜っている。真人・朝臣を頂けなかった皇別5，大伴氏のごとき神別は39氏，新羅系（外国人系を蕃別と言っているが）が1氏，未詳3氏である。翌14年6月20日に第四の姓である忌寸を11氏に賜っている。皇別1，神別4，隼人出身1，蕃別4，未詳1である。

また中臣氏のごときは朝臣・宿称の両者にあるような例がある。歌人山上憶良は八色の姓に関係なく，以前から臣であってそれを使っているのである。また中臣氏と争った忌部氏は宿称で，一段低く見られていたのであろう。

さて，わが讃岐の神櫛王の子孫はこの時，全く捨ておかれているが，どのぐらいであったろうか。おそらく地方豪族として直（あたひ）ぐらいであったらうと思う。

### 3 綾朝臣と讃岐直

讃岐国造の祖神櫛王については『日本書紀』では景行天皇の十人目の妃五十河媛との間に二人の皇子があり，「兄神櫛王は是讃吉国造の始祖なり。」とある。『古事記』でも景行天皇の皇子とすることは同一であるが，その第一夫人である吉備臣等の祖，若建吉備津日子の女，名は針間之伊那昆能大郎女を母として五人の皇子が生れているが，小碓命（倭建命）と同母の弟となっている。ただし讃岐国造の祖とはしていない。しかし，宣長は「姓氏録」によって神櫛別命の後が讃岐君であることを記している。岩波版日本書紀補注のところに同様のことを記している。

さて，つぎに記す事件に筆者は非常に興味を覚えている。「続日本紀」桓武

天皇延暦十年（791年）9月18日に神櫛王の子孫である凡（おふし）の直千継等が公の姓を賜わりたいと願い出て賜ったという記事が見える。口語文になおすとつぎのような文章である。

「讃岐国寒川郡の正六位上凡直千継らが申しあげます。私たちの先祖、星直は、敏達天皇の御代（572—585）国造の仕事を継ぎ、定められた土地を管理し、朝廷より讃岐大押の直の姓を賜った。そして天智天皇九年（670年）2月に定められた康午年籍では大押の字を改め「凡の直」と記された。そこで「星直」の子孫は、あるいは「讃岐の直」となり、あるいは「凡の直」となった。今日、天皇の仁恵は広く万物に及んでいるが、この時に当たって私たちに先祖の功業により「讃岐公」の姓を賜わりたい」と願い出て、「千継らの戸二十一烟に願ひにより公を賜った」とある。（以上は漢文を筆者が国文に改めたものである。）この21烟というのは、神櫛王の子孫全部に与えられたのではなく炊事の烟を一とする21戸の家に皇別の公の姓を賜ったものと考えられる。賜わらなかった烟がいくつあったかは分からないが相等の数であったろう。

要するに、桓武天皇延暦9年9月19日（1450年）に、神櫛王の子孫のうち凡直ら21烟が「直」から「公」に昇格したということである。「直は古代の姓の一種に多く、大化改新後、郡司とその一族に多い。」と広辞苑に見え、この千継らは直が適当な姓なのであると思われるが、神櫛王の子孫として特に皇別の「公」を賜ったのである。

ところが、驚くべきことに凡直千継らが公の姓を賜わりたいことを願い出た翌々日21日に天武12年に朝臣の姓を賜った綾氏が、「公」の姓を記して「朝臣」の姓の復活を願い出たことが同じ「続日本紀」に見える。現代文に改めるところである。

「讃岐君阿野郡の人正六位上綾君菅麻呂らが申しあげます。私たちの先祖は庚午年ののち、文武天皇九年（709）に朝臣の姓を賜わり、以来ずっと「三比の籍」によって朝臣の姓を用いていましたが、元正天皇養老五年（721年）に天智天皇の庚午年籍に従って朝臣の姓を削られました。どうか「三比の籍」や旧位記によって朝臣の姓を賜わりたい」と願い出、許可されている。

いくらか変な話で、天武八色姓に朝臣を受けているはずであるのにそれを記

さず、文武の御代に朝臣を賜ったとし、また元正天皇養老五年に朝臣を削られ、君に戻ったのも変な話である。しかも養老五年（721年）以来、ずっと延暦10年（791）まで、だまって君を使っていたのに、凡直が直から公への昇格を願い出ると二日遅れて、公から朝臣への昇格を願い出ている。情報伝達の早いことと一種の競走意識があったのであろう。

なお「三比の籍」というのは東大で国史学を学ばれた多度津の塩田道雄氏の御教示にとると、「令義解第九戸令」に6年を以て1比とし、比は比較である。5回分までを備えておき、それ以前のは順次廃棄せよ、ただし庚午年籍は除かされとあるよしである。何かのマチガイか、理由があつてか綾氏は廃棄する要のないものを廃棄され、古い庚午年籍に戻ったのである。何かがあつてそうなったのか、役人のマチガイかは明らかにしがたい。

#### 4 その後の讃岐氏と綾氏と

「続日本後紀」によれば、承和3年（836）3月15日に「外従五位下大判事明法博士讃岐公永直，右小史兼明法博士同姓永成等合28烟」に公を改めて朝臣を賜っている。そして「永直是讃岐国寒川郡の人」と記されている。また続けて「山田郡の人外従五位同姓全雄ら二烟が，本居を改めて，右京三条に貫附す」とある。こちらは姓はもとのままのようであるらしく何も記していないが、これをまとめて「永直らの遠祖は景行天皇第十皇子神櫛の命なり」とある。

また清和天皇（貞観8年（864年）8月17日に「右京の人，散位従五位上讃岐朝臣時雄，右大史正六位上讃岐朝臣時人等，和氣朝臣の姓を賜う」とある。これが永直の子孫であろうと思うが、讃岐朝臣から和氣朝臣に変わったのは優遇なのであろう。なお、散位というのは位だけあって官職のないものである。

また仁明天皇嘉祥2年（849年）2月22日に「讃岐人阿野郡ノ人，内膳掌外従五位下綾公姑継，主計少属従八位上綾公武主等，本居ヲ改メテ左京六条三坊ニ貫附ス」とある。こちらは公の姓である。綾氏が、朝臣から公に下げられたが、朝臣を賜わらなかった傍流の人であったのか、明らかでない。京にあっては綾氏より讃岐氏の方が栄えたかに思われる。

## 5 郡大領が大家族であったこと

青木和夫著『古代豪族』（小学館『日本の歴史』第五巻によれば「正倉院文書」の戸籍や計帳のなかから郡司とその一族の構成が一戸だけ明らかにされたことが記されている。「大宝二年（文武天皇の御代（703年）の筑前国嶋郡川辺里の戸籍に見える島郡大領肥君猪手と合計124人に達するその家族である。」として紹介され、右の家族と寄口と奴婢との家族表が紹介されている。「裏面が事務用のメモに使われたため、長短いくつかの断笥に切断されたが、運よく破りすてられずにのこった三断笥も他の文書とともに」残っていた。北山茂夫氏の考えたその復源法の着眼と、それを受けついで研究者によってその124人の大家族の関係は明らかになったことを記し、その124人の家族と寄口（たとえば家族中の主人の従弟の妻の一族のごときもの）26人と奴婢（いわばドレイである）36人の夫婦・親子関係の系図が復源されたのである。同書にその系図が全部記入されている。

筑前のそういう大家族に対し、わが綾氏、讃岐氏などの家族はもっと大きいのではあるまいか。綾氏は香川郡（高松市西部を含む）・綾郡・宇多郡の豪族であり、讃岐氏の方は古くは大内郡、寒川郡、三木郡、旧高松市の東部を含む木田郡を支配していたと思われる。私は綾氏は香川阿野（綾）の2郡を支配する一族と宇多郡を支配する一族に分れていたように思う。讃岐氏もくわしく考えると二つか三つの族に分れていたのであろうと思うが、その一つ一つの家族が筑前国島郡の大領と匹敵するほどの多さを持っていたのであろうと思われる。

和田英松著『官職要解』によれば、郡の大領の職分田は六町、国司（守）のそれは、大、上、中、下の四つに分けられているが、讃岐国は上国で、その守の職分田は二町二反である。国守の方が著しく少ないのは、他に給与があるからであらうと思われるが、それにしても職田の違いに驚かされる。また、それが家長のもとに収められるのではあろうが、その家族と寄口の口分田をあつめると大したものであらうと思われる。綾氏・讃岐氏の家族数は明らかでないが、さきに凡直千継の「直」の姓を「公」の姓に与えられるように願ったのに対し、千継らの戸21畑に「公」の姓を賜ったことを記したが、千継らの戸は全部でい

くつあったか、また1畑の家族は何人であったろうか。山上憶良の「貧窮問答歌」に見える一家族は、両親、夫婦、そして子どもたち、併せて7人か8人はありそうである。そうすると綾氏の家族数はどのくらいか、明らかにはし難いが、筑前の嶋郡の大領肥君猪手と同等か、劣るものではあるまいと思う。

その多数の勢力で、新田、山野を開発したならば、どのくらい大きくなったであろうか、その富は国司以上ではあるまいか。

以上で本稿の前半部は終りとし、以下、讃留靈王伝説の考察に移ってゆくこととする。上記の綾氏が讃岐の地にとどまるに至る理由を語るものであり、その一つの流れは宇多郡まで広がってゆく物語である。

## 第 2 部

### 1 讃留靈王の讃岐悪魚退治の伝説(1)

香川の古伝説に讃留靈王と言われる王が瀬戸内海を荒らす悪魚を退治した伝説がある。その伝説について本居宣長はつぎのように記している。

「讃岐国鶴足郡に讃留靈王と言ふ詞あり、それは彼の国に讃留靈記(さるれいき)と言ふ古き書ありて記せるは景行二十三年、南海に悪き魚の大なるが住みて、往来の船をなやましけるを、倭建命の御子、此の国に下り来て、討ち平げ賜ひて、やがて留まりて国主となり賜へる故に、讃留靈王と申し奉る、それを綾氏和氣氏等の祖なりと云ことを記したり、或いは此れを景行天皇の御子神櫛ノ王なりとも、又は大碓ノ命なりとも云ヒ伝へたり、讃岐の国主の始メは倭建ノ命の御子、武卵王(タケカヒコノ)の由、古書に見えれば、武卵王にてもあらむか、今とても国内に變事あらむとは、此ノ讃留靈王の祠、必鳴動するなりと、近きころ、彼ノ国の事ども記せる物に云り、今思ふに、讃岐ノ国造ノ始メならば、神櫛ノ王なるべし、然れども倭建ノ命の御子と云、又綾君和氣君ノ祖と云るは武卵ノ王と聞ゆるなり、さてさるれいと云は、いかなる由の称にかあらむ、讃留靈と書くは、後人の当(アテ)たる文字なるべし。(『古事記伝二十九』)

この一文は伝説そのものについては簡単にまとめたため、その重要な部分を

はぶいているが（拙稿ではこれを詳解する予定である）、その伝説の主人公は武卯王で讃岐綾君がその子孫であることを記しているが、『日本古代人名辞典』（吉川弘文館）の武卯王の項では『綾氏系図』には「武卯王号讃留王と見える」と記している。この伝説の主人公を「讃留霊王」とするものも多いが「讃留王」とするものもあり霊字は尊敬の心を以てのちに付加されたものであろう。後記するつもりであるが、もとの綾郡（今日では綾郡と鶺垂郡とが合併して綾歌郡となっている）の陶村猿王の地に讃留王神社というのがあり、一方もとの鶺垂郡の方にも讃王神社がある。私見によれば、讃留霊王の霊字はのちに加えられたもので、本来は讃留王おそらく猿王であろうと思われる。そしてこの豪族は綾郡に留まったものと、鶺垂郡の方へ進んだ一族があったと考えられる。本家は綾郡の方であろうが、宣長の読んだのは鶺垂郡の方のものであろう。現在、その郡の旧法敷寺村の村誌には讃留王の古墳のことが、写真などとともに誌されている。

## 2 讃留霊王悪魚退治の年代の疑問

さきに引用した宣長の紹介にも悪魚退治の年代を景行二十三年とし、倭建命の御子が、讃岐へ下り来て退治したとある。この悪魚退治の主人公には諸説あってつぎのとおりである（香川県発行香川叢書第三巻末尾の九篇のにしたがう）

書名	年代	征伐者
讃留霊公胤記	景行23年～25年	小碓命の御子15才
同略	〃 22年～23年	小碓命の御子
讃留霊王	〃 23年～25年	小碓命 その子を讃岐にとどむ
異本讃霊記	〃 23年	小碓命の御子15才
讃岐大日記	〃 23年～24年	小碓命の御子15才
三代物語	〃 23年～25年	小碓命 御子2才をとどむ
西讃府志	〃 23年～24年	神櫛王
讃陽綱目	記さず	大碓命
全讃史	22年～23年	武鼓王（タケカヒコ王）



これを見てまず驚くのは景行天皇22年～25年のこととされている。そして、景行27年に熊襲が再び叛いたので日本武尊が征伐に赴くことになっている。時におん年16才である。今日では応神・仁徳以後はともかく、それ以前はその年代を信用しないが、江戸時代の人はず無視しなかったであろう。そうすると景行23年は日本武命はおん年12才となる。この物語を漢文で記した人々はむづかしい漢字は使うが、倭建命の年齢のことを考えるのを忘れていたことになる。そういうことから、私はこの話を伝説として考えてゆくこととする。

(未完)